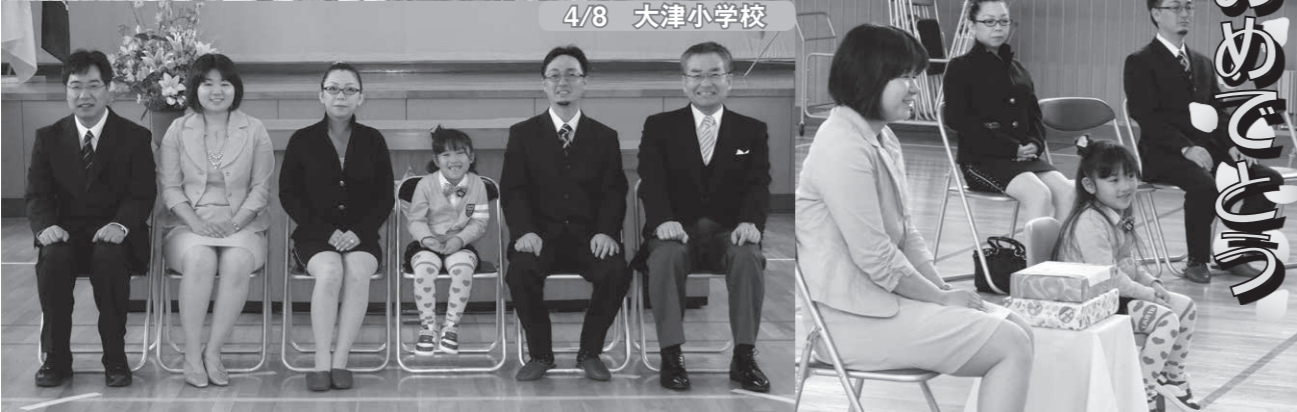


4/8 豊頃中学校



入学
おめでとう

4/8 大津小学校



4/1 茂岩保育所



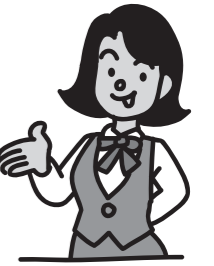
4/8 豊頃小学校



国民年金からのお知らせ

こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位に計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。種別が変更になるなど、以下のような場合は届け出が必要になります。



■ 自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
会社員・公務員になった	厚生年金・共済年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
退職した	国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
年収が130万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員になった	第2号被保険者への種別変更手続きをする	勤務先	第2号被保険者

■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
自営業・学生など	国民年金の加入手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員	（すでに第2号被保険者の場合は手続きは不要です）		第2号被保険者
会社員・公務員と結婚していて扶養されている	第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155 (25) 8113
 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213

広報とよころ
はるにれは見ていた

国民年金からのお知らせ
広報とよころ

議会だより

役場だより

議会だより

役場だより

